

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年(2026年)3月24日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業 務 名

令和8年度(2026年度)道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒の需要拡大事業委託業務

### (2) 業務の目的

道産酒米及び道産日本酒のブランド力や認知度の向上及び需要の喚起、酒米生産者の生産意欲向上を図るに当たり、企画の提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

### (3) 業務の内容

ア 「北海道の酒米を語ろう 2026（仮称）」の開催

イ 若年層とのネットワーク構築と道産日本酒の魅力についての若年層への訴求

ウ 事業実施効果の検証

### (4) 履行期限（契約期間）

契約締結の日から令和9年(2027年)2月26日（金）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は次のいずれにも該当すること。

ア 企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）

イ 原則として、直近3カ年において、日本酒の需要拡大に係る取組の企画立案及び業務を官公庁等から受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。また、コンソーシアムの場合は、構成員のいずれかが当該実績を有すればよい。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

キ 暴力団関係事業者等でないこと。

ク 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ケ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- コ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。
- サ 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 提出期限 令和 8 年(2026 年) 4 月 6 日（月）正午必着
  - イ 提出場所 9 に同じ
  - ウ 提出書類 様式 1 「資格審査申請書」及び添付資料
  - エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日 9 時～17 時。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 公告の日から令和 8 年(2026 年) 4 月 6 日（月）正午まで
- (2) 交付方法
- ア 農産振興課ホームページからのダウンロード  
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/183938.html>
  - イ 直接交付  
交付場所：9 に同じ
- なお、交付を受ける際は、あらかじめ担当部署に申し込むこと。

### 5 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年(2026 年) 4 月 23 日（木）正午必着
- (2) 提出場所 9 に同じ
- (3) 提出書類 様式 2 「企画提案書」
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、10 部提出すること。なお、提案者名はそのうち 1 部のみ記載し、残り 9 部には提案者名を記載しないこと。（提案書中にも記載しないように注意すること。）  
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日 9 時～17 時。

### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

北海道農政部生産振興局農産振興課 こめ係 担当：間所、風早  
所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号：011-204-5435（内線27-724）  
FAX：011-232-4132

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。
- (4) 提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超えるときには、書類選考を行う場合がある。